

Deloitte.

Tax & Customs Newsletter

2022年11月



MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS
since 1845

本ニュースレターのハイライト:



税務管理

- 過払い税金・延滞利息の還付
- 国家予算に対する納税義務の履行を証明する手続

間接税

- 本店所在地の省以外の他の省に所在する建設活動に対する付加価値税の申告
- 誤った付加価値税率でのインボイス発行による申告書類の調整
- 付加価値税及び報酬インボイス
- 輸出加工区に所在する企業の機械設備のリース活動に対する付加価値税
- 機械設備による出資に係る付加価値税

外国契約者税

- ベトナムにおける商標使用权の提供による所得に課される外国契約者税
- 先渡契約及びオプション契約によるサービスの提供及び物品の販売に係る所得に対して課される外国契約者税

法人所得税

- 従業員に支払われる残業代
- 営業活動による収益は法人所得税の優遇措置を受けることができない

個人所得税

- 海外保険拠出金に対する個人所得税
- 贈答品や賞品の受け取りによる課税所得
- 扶養控除に関する指針
- 個人所得税確定申告指導
- 個人所得税申告書提出指導

トレード・関税

- 輸入品及び輸出品に対するその他の徴収及び租税債務管理手続の公表に関する決定
- 現物輸出入の税関手続
- 税関総局の現物輸出・輸入指導
- 輸出製造のために保税倉庫から国内市場に輸入される物品の関税上の取扱い及び通関モードの使用
- 輸入関税免除リストの終了に関する懸念

Contact us

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

税務管理 ガイドンス

過払い税金・利息の還付

企業が租税違反の処理に関する決定に基づいて税金、罰金及び延滞利息の支払を完了した後、裁判所が制裁決定に対する訴訟が正当であると認めた場合、企業及び税務当局は、規定に基づき、過払税金、延滞利息の処理に関する手続を行います。

(税務総局発行の2022年10月13日付Official Letter No.3783/TCT-KK)

国家予算に対する納税義務の履行を証明する 手続

納税者が国家予算に対する納税義務の履行を証明する必要がある場合、納税者は、通達第80/2021/TT-BTC号の付属書と共に発行された様式No.01/DNXNに基づき、要求された申請書を作成し、税務当局へ送付しなければなりません。

(ハノイ税務局発行の2022年11月4日付Official Letter No.53415/CTHN-TTHT)



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



法人所得税 (CIT) ガイドンス



従業員に支払われる残業代

会社は、従業員が時間外労働を行う場合、会社は書面で届出を行い、所轄官庁の承認を得る必要があります。会社の事業活動のために認められた時間外労働に支払った費用を CIT 上の課税所得を決定する際に控除することができます。

(バクニン省税務局発行の2022年11月8日付
Official Letter No.3674/CTBNI-TTHT)

営業活動による収益はCITのインセンティブ措置を受けられない

地域によるCITインセンティブを享受している会社は新たに営業活動を行うが増資をしない、または資産を増やすために投資を拡大しない場合、その営業活動からの収入はCITインセンティブの享受対象となりません。

(バクニン省税務局発行の2022年10月31日付
Official Letter No.3593/CTBNI-TTHT)

Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

間接税 ガイドンス

本店所在地以外の省に所在する建設活動に対する付加価値税（VAT）の申告

建設工事会社は会社の本社所在地以外の省において、建設工事を施工する契約を、投資家と直接締結していない場合、会社はそのような建設工事が行われる省の税務当局に建設工事に関するVATを申告する必要はありません。

(ハノイ税務局発行の2022年11月4日付Official Letter No.53393/CTHN-TTHT)



誤った付加価値税率での請求書発行による申告書類の修正

クレジット方式でVATを申告した会社は倉庫やオフィスレンタル活動に誤ったVAT率を適用した場合、当該会社はVAT率を修正するための修正請求書を発行しなければならないこととなります。

修正請求書に基づき、会社及びその顧客は2019年06月13日付の税務行政法第38/2019/QH14号、第1条、47項および2020年10月19日付の政令第126/2020/ND-CP号、第4条、7項に規定される原則に従って、誤りが発生した課税期間に追加でVAT申告書を作成することとなります。

(ハイフォン税務局発行の2022年11月1日付Official Letter No.3539/CTHPH-TTHT)

補償金に対する付加価値税（VAT）及びインボイス

会社は倉庫を借り、倉庫内の水漏れにより倉庫の貸主から製品被害に対しての補償金を受けた場合、VATとインボイスの処理は次のようになります。

- VATについて： 所定の支払証憑および請求書に関する条件を満たす場合、倉庫賃貸費に対するインプットVATの控除を認められる。
- インボイスについて： 会社は貸手から受け取った補償金に対してインボイスを発行するのではなく、伝票を発行する必要がある。

(ハイフォン税務局発行の2022年10月20日付Official Letter No.3359/CTHPH-TTHT)

Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale

間接税 ガイドンス

輸出加工区にある企業に対する機械設備のリース活動に対する付加価値税（VAT）

以下の条件を満たされた場合：

- 会社は輸出品を生産するために機械設備を輸入した。
- 輸入段階でVATを支払い、VATが還付された。
- その後、この機械設備をオペレーティング・リースにより輸出加工区にある企業にリースする。

会社は輸出加工区にある会社とのリースサービス契約、銀行支払伝票、その他所定の書類があれば、0%の付加価値税（VAT）を適用することができます。

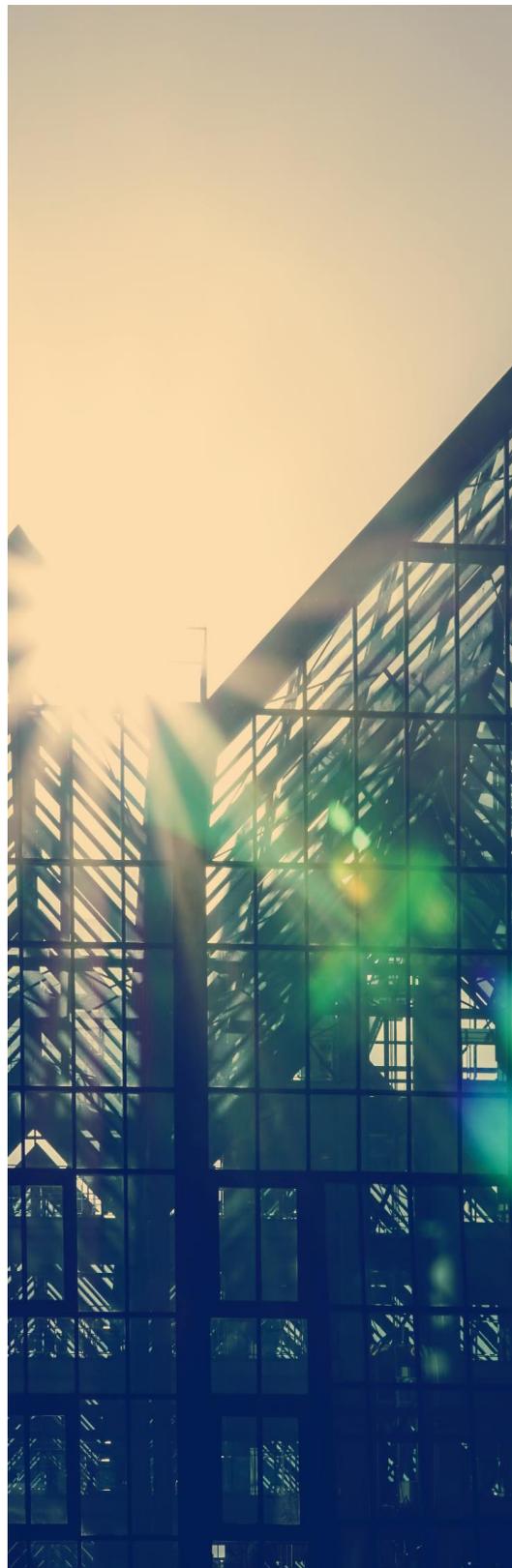
(ハイフォン税務局発行の2022年10月25日付Official Letter No.3464/CTHPH-TTHT)

機械設備提供による出資に係る付加価値税（VAT）

VATをクレジット方式で申告する会社は他の会社を設立するために資本として拠出する機械設備を購入する場合：

- 会社は、購入した機械設備に係るインプットVATについて、インプットVATの控除条件および資産による出資の裏付け資料の条件が規定に従って満たされた場合、資本出資としての該当機械設備に対してVATの控除することを認められる。
- 会社は資産の出資を受けた組織にVAT請求書の発行やアウトプットVATを申告、支払う必要はないが、出資金受領に関する議事録、資産譲渡の受渡票、資産評価に関する議事録、及び資産の出所を裏付ける書類とともに保管しなければならない。

(ハイフォン税務局発行の2022年10月7日付Official Letter No.3121/CTHPH-TTHT)



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



個人所得税(PIT)

ガイダンス



海外保険拠出金に対する個人所得税

ベトナムで働く外国人個人が、ベトナム企業から支払われる収入源が1つしかない、海外で働いておらず、収入もない場合は、ベトナムでの勤務期間中に海外で拠出された保険は、ベトナムのPIT目的の課税所得から控除されません。

(Vinh Phuc税務局発行の2022年7月22日付
Official Letter No.6017/CTVPH-HKDCN)

贈答品や賞品の受け取りによるPIT課税所得

会社が全労働者に対して現物による贈与を行い、また当該贈与が財務省発行の2013年8月15日付通達第111/2013/TT-BTCの第2条、第10項に規定する種類に該当しない場合は、PITの対象とならない。

会社が主催するゲームやコンテストなどに参加して賞品を現物で受け取った場合は、規定どおり収入として扱い、PITの対象となる。

(ハノイ税務局発行の2022年8月16日付Official
Letter No.40222/CTHN-TTHT)

扶養控除に関するガイダンス

- 労働者の祖母が定年になっている（収入がない、またはすべての源泉所得からの月平均収入が100万VNDを超えない）
- 労働者は直接祖母の世話をしていること及び、身分証明書か出生証明書のコピー及び法律に従って扶養の責任を決定する法的書類を持っていることが被扶養者が居住している地域の管轄当局に確認されていること。

労働者はベトナムPITを確定する際に祖母のための扶養控除を申告する権利があります。

(ハノイ税務局発行の2022年10月27日付
Official Letter No.51877/CTHN-TTHT)

Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



個人所得税(PIT)

ガイダンス

個人所得税確定申告に関するガイダンス

労働者に代わって（労働者の承認を得て）PIT確定申告を行う所得支払会社は、労働者の個人タックスコードを有していなければなりません。

収入を支払う会社が労働者の身分証明書番号のみを申告する場合、会社は、通達第105/2020/TT-BTC号に規定されている税務登録手続きを労働者に案内し、規定通りにPIT追加申告を行うものとされております。

*(ハノイ税務局発行の2022年10月20日付
Official Letter No.50820/CTHN-TTHT)*

個人所得税申告書提出に関するガイダンス

所得を支払う会社と個人が当該月/四半期にPIT控除が発生していない場合は、所得を支払う会社と個人はその月/四半期のPIT書類の提出を免除されます。

*(Ba Ria・Vung Tau 税務局発行の2022年11月
9日付Official Letter No.10087/CTBRV-KK)*



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



外国契約者税（FCWT）

ガイダンス

ベトナムにおける商標使用権の提供による所得に課される外国契約者税

ベトナム企業がベトナム国内で商標を使用するために外国のベンダーに支払う場合、知的財産に関する規制に従って、この収入は以下のレートでFCWTの対象となります。

- 課税収入に基づいて計算されたCITは10%である
- 付加価値税は10%(クレジット法適用の場合)、または課税収入に占める付加価値税の税率（%）は5%（みなし方適用の場合）である。

(ハノイ税務局発行の2022年10月27日付 Official Letter No.51874/CTHN-TTHT)

サービスの提供、先渡し及びオプション契約を通じた商品の売買からの所得に対する外国契約者税

商品取引所における先渡し契約及びオプション契約によるサービスの提供及び商品の販売の活動が、法律の規定に基づいてデリバティブ金融サービスであると判断された場合、外国の請負業者が受領する所得は課税収入上2%のVAT及びCITの支払対象とはなりません。

(税務総局発行の2022年9月9日付 Official Letter No.3334/TCT-CS)



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



トレード・関税

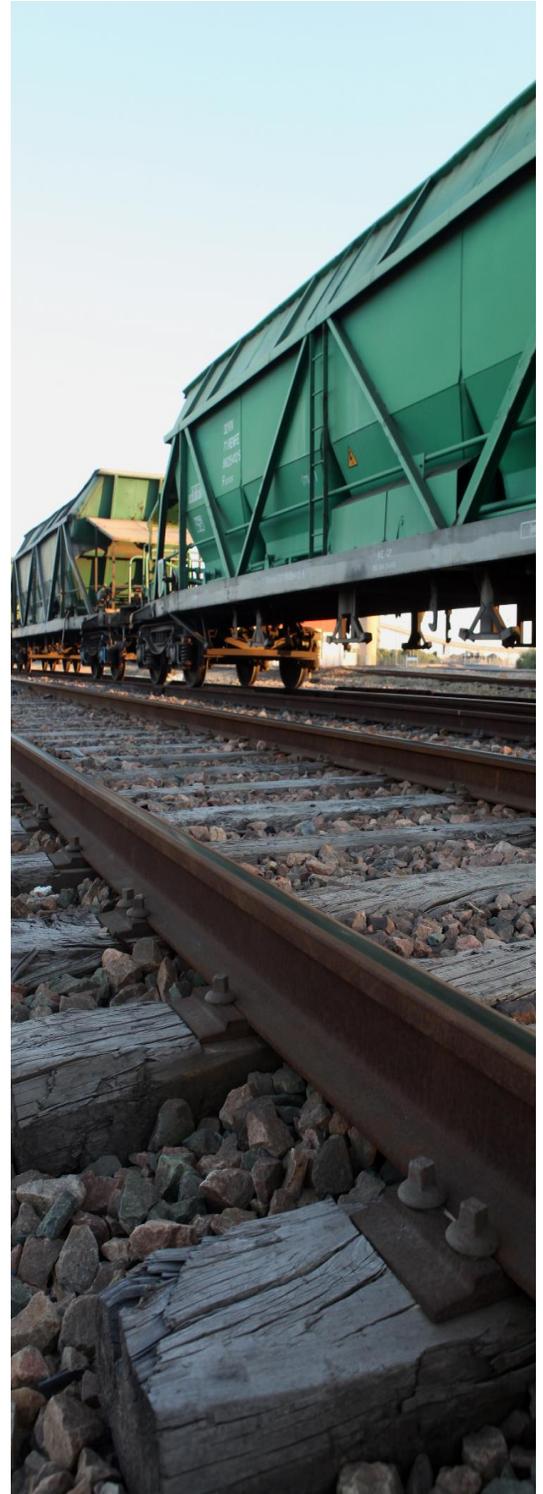
新規制

輸入品及び輸出品に対するその他の徴収及び 租税債務管理手続の公表に関する決定

2022年10月24日、税関総局は、輸入輸出品に対する税債務及びその他の徴収の管理手続を規制する Decision No.2317/QDa-TCHQを以下の通り発行しました。

- 分類の手続きを指導し、完全に監視し、適時に債務回収の督促を行い、国家予算に支払わなければならない納税者の税金及びその他の徴収を処理する。
- 輸入輸出品に対する税債務及びその他の徴収の管理を実施する各レベルの税関当局に適用する。税関総局、省及び市の税関局、通関後検査局、密輸対策調査局、関税支局及び通関後検査支局が含まれる。

*(税関総署発行の2022年10月24日 Decision
No.2317/QDa-TCHQ)*



Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



トレード・関税 情報



現物輸出入の税関手続

2022年10月25日、Trang Bang工業団地税関支署は、On-the-Spotの輸出入の税関手続に関するNotification No.3140/TB-HQTBを以下の通りに公布しました。

- 外国貿易業者によって指定されたOn-the-Spotの輸出入の形式で税関申告を登録する場合、企業は、商品の受け渡しを指定する外国貿易業者がベトナムに存在しない貿易業者であることを確認する必要があります（ベトナムでの投資および事業活動がない、ベトナムに駐在員事務所または支店を持たない）。
- 外国貿易業者が上記の規定に従ってベトナムに存在しないという条件を満たさない場合、企業は規定の現地での輸出入の形で通関手続を行う資格がありません。
- 企業は、上記の規定を満たしていないが、通関手続をした場合、法律に従って処理するために審査し、支局に報告する責任があります。

- ベトナムに存在しない外国貿易業者によって指定されたOn-the-Spotの輸出入の形式で税関手続を行う場合、企業は以下のものを行わなければならない。
 - 法律の規定通りに商品の受け渡しを指定する外国貿易業者はベトナムに存在しないという条件を満たしている誓約書がある。
 - コミットするとき、企業は、投資家が指名企業の投資証明書に記録されている外国企業であることを考慮しなければならない。

(Trang Bang工業団地税関支局発行の2022年10月25日付Notification No.3140/TB-HQTB)

Contact us

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



トレード・関税

ガイダンス

税関総局の現地輸出入指導

2022年10月17日、税関総局（「GDC」）は、On-the-Spotの輸出入の権利に関するガイダンスを提供するOfficial Letter No.4357/TCHQ-GSQLを発行しました。具体的には、以下の通りとなります。

ベトナムに存在しない外国貿易業者について

ベトナムに存在しない外国貿易業者に関するガイダンスは、2017年6月12日付の外国貿易管理法No.05/2017/QH14第3条第5項に規定されている。

On-the-Spotの輸出入企業（税関申告者）は、法律に従い、外国貿易業者がベトナムに存在しないことを決定する責任を負わなければならない。

ベトナムに所在しない外国貿易業者の輸出入の権利の実施について

ビンズン省税関当局は、2007年5月31日付政令No.90/2007/ND-CPの規定に従うよう要請する。

（税関総署発行の2022年10月17日付Official Letter No.4357/TCHQ-GSQL）



輸出生産のために保税倉庫から内陸に輸入される商品の税制及びタイプコード

輸出生産目的で保税倉庫から内陸に輸入された商品は、規制された条件が満たされれば輸入関税が免除され、輸入付加価値税の対象外となります。

このため、輸出生産のため非関税地域から資材・備品を輸入する場合は、関税コード「E31- 輸出生産用資材の輸入」が使用されます。

（ホーチミン市税関当局発行の2022年10月18日付Official Letter No.2843/HQTPHCM-GSQL）

免除リストの終了に対する懸念

プロジェクト所有者が、税免除リストに記載されている商品の輸入が要らなくなったことを通知した場合、税関当局およびプロジェクト所有者は、以下のアプローチを選択することができます。

- 決定No.3394/QD-TCHQと共に発行された免税手続きを規制する第5条1項の c.1ポイントおよびc.2ポイントに従い、免税対象リストの使用終了の処理手順を適用する。又は、
- 残りの未輸入商品の免税リストをゼロに調整するか、免税リストの輸入予定日を失効するように調整する。

（税関総署発行の2022年10月24日付Official Letter No.4450/TCHQ-TXNK）



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Takaishi Gen
Director, Japanese Services Group
+84 28 710 14342
gtakaishi@deloitte.com



Junichi Harada
Director, Japanese Services Group
+84 24 7105 0118
junharada@deloitte.com



Yamamoto Yuya
Senior Manager, Japanese Services Group
+84 28 710 14194
yyamamoto2@deloitte.com



Hideaki Nishina
Senior Manager, Japanese Services Group
+84 24 710 50108
hidnishina@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da
District, Hanoi, Vietnam
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square
Building,
57-69F Dong Khoi Street,
District 1, Ho Chi Minh City,
Vietnam
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.